

※ 本書面の情報は2021年5月6日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります



### 1 被災者の方への支援

#### ■ 今回の風害で受けられる支援はありますか？

##### ◆ はじめに ～罹災(りさい)証明書などの取得～

住宅や住宅以外の工作物などが今回の竜巻・突風で被害を受けた場合には申請により、住宅の場合には罹災証明書、それ以外の場合には被災届出証明書が取得できます。証明書の取得は、支援を受けるスタートです。  
【 牧之原市社会福祉課 ☎0548-23-0070 】

##### ◆ 生活福祉資金の貸付制度

【 牧之原市社会福祉協議会 ☎0548-52-3500 】

\* 今回の災害で各貸付制度が適用になるかも含めて確認してください。

- 緊急小口資金 (原則10万円以内・無利子)
- 災害援護資金 (150万円以内・無利子～1.5%)
- 住宅資金 (250万円以内・無利子～1.5%)

##### ◆ 年金担保貸付、労災年金担保貸付【独立行政法人福祉医療機構】

年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。

##### ◆ 恩給等担保貸付【日本政策金融公庫】

恩給年金を担保に教育費や居住関係、事業資金等を融資。250万円以内など。

##### ◆ 建設・購入・修理の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構等】

被災住宅を建設したり購入したり修理したりする際の融資制度。

##### ◆ リバースモーゲージ融資(災害時高齢者特例)【住宅金融支援機構】

60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築、修理をする不動産に第1順位の抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分して返済。債務が残っても相続人に請求されません。

##### ◆ 事業者のための各種災害復旧貸付制度

災害によって貸付制度の適用の有無が異なりますが、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の災害復旧貸付を受けられる場合もあります。各金融機関への問合せを検討して下さい。

##### ◆ 要チェック☑ 災害救助法の適用や自治体独自の支援制度について

今後、今回の災害に災害救助法が適用された場合や自治体独自の支援制度が創設された場合には受けられる支援が増えますので、今後の情報に注意して下さい。

### 2 風で飛んだがれき等の問題

#### ■ 飛んできたがれきが敷地内に散乱しているのですが、勝手に処分してよいですか？

明らかに価値がないと思われ、しかも所有者がどうしてもわからないがれきなどは、処分しても賠償責任を問われる可能性は少ないですが、念のため写真を撮っておいたり、一定期間保管することも検討して下さい。  
また、自治体の応急措置の支障になるほど大量のがれき等については、市が撤去してくれることもありますし(災害対策基本法64条2項)、災害廃棄物として公に処理される場合もありますので情報に注意して下さい。

#### ■ 今回の風で飛んでしまった自宅の屋根瓦が、他人の家や車を壊してしまったようです。損害を賠償する責任がありますか？

民法では、建物や機械などの土地の工作物の「設置」や「保存」の瑕疵によって他人に損害が発生した場合には、その工作物の占有者が賠償責任を負い、占有者に過失がない場合には、所有者が責任を負うことになっています(民法717条1項)。

この場合の「瑕疵」とは、通常備えているべき安全性を欠いていることですが、今回のような想定外の風速による被害の場合には、多くの場合、通常備えているべき安全性があっても被害がでていたと考えられ、占有者や所有者に賠償請求できるケースは少ないと考えられます。

話し合いがつかずお困りの場合には、上記静岡県弁護士会の災害ADRの利用も検討して下さい。

#### ■ 飛んできたがれき等の撤去を所有者に請求できますか？

今回のように想定を超えるような風速による風害の場合には、不可抗力として、所有者に撤去を請求できない可能性が高いと考えられます。所有者がわかる場合には、話し合い解決に努めて下さい。どうしても話し合いがつかない場合には、静岡県弁護士会には以下のような災害時の仲裁窓口もありますので、利用を検討して下さい。本件災害では申立手数料が無料になります(成立手数料は窓口でお問合せ下さい)。  
**静岡県弁護士会 災害ADR ☎054-252-0008**

#### ■ 私が所有している山林の立木が、今回の風で倒れて近所に被害を与えた場合の責任はどうなりますか？

左でご紹介した民法717条の土地工作物責任は、建物や機械などの工作物だけでなく、竹木(樹木や竹)の植栽や支持に瑕疵がある場合にも、準用されます(民法717条2項)。

ただし、さきほどの場合と同様、今回のような想定を超える風速での竹木の倒壊の場合には、「瑕疵」があるとして責任を問われる場合は少ないと考えられます。

#### ■ 倒れてきた電柱により被害を受けました。電力会社に請求できますか？

電柱の場合にも、土地工作物にあたりますので、民法717条1項の土地工作物の責任の問題になります。問題はさきほどと同じですが、話し合いがつかない場合には、静岡県弁護士会の災害ADRの利用なども検討して下さい。

### 3 賃貸借の問題

#### ■ 風害で借りている建物が全壊しました。賃貸借はどうなりますか？

全壊により建物が滅失(風雨をしのげない、倒壊の危険があるなど)した場合には、賃貸借契約は終了します。そのため、以後の賃料は発生しません。

#### ■ 借りている建物が一部壊れてしまいましたが、残りの部分だけでは借りている目的が達成できません。賃貸借契約を解除できますか？

その場合には、賃貸借契約を解除できます(民法611条2項)。

#### ■ 全壊までいかず建物の一部が損壊した場合の賃貸借はどうなりますか？

災害で建物の一部が滅失した場合には、その割合に応じて、賃料が減額されます(民法611条1項)。

また、自然災害で賃借物件が損壊した場合の修繕は、基本的に賃貸人(大家さん側)の義務となりますが、修繕がされなかったために建物を使うことができなくなった場合には、公平の観点から、それ以後の賃料の支払義務が発生しないとした裁判例もあります(大阪高判平成9・12・4判タ992号129頁)。

### 4 その他の問題

#### ■ 建物の修理や被害の診断をしますという業者からの電話や訪問がありますが、依頼しても大丈夫でしょうか？

自然災害が発生すると、点検商法、便乗商法など災害に関連した消費者トラブルが発生することがあります。そのため、たとえば契約をするように強引な勧誘を受けたり、頼んでもいないのに知らない業者が修理や点検を提案してきた場合には、家族や近所の人に相談したり、牧之原市の消費生活センターに相談して下さい。  
【 牧之原市消費生活センター ☎0548-23-0088 】

すでに契約をしてしまった場合でも、訪問販売や電話勧誘販売については、特定商取引法で、法定の書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。また、8日間で経過してしまっても、契約を取り消せる場合がありますので、上記消費生活センターや静岡県弁護士会までご相談下さい。

#### ■ 今回の被害で火災保険金を請求しようと思っていますが、保険会社の査定額に納得ができません。何か方法はありますか？

保険会社に再立会による損害調査を求めることができます。損害の評価額を争う場合には、業者などの見積りや建築士の意見書を保険会社に提出することも考えられます。

それでも保険会社が判断した損害区分や時価額に納得できない場合には、静岡県弁護士会の災害ADR、簡易裁判所の民事調停手続のほか、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」の紛争解決手続を利用することも検討して下さい。安全を確認した上で、被害状況の写真や動画の撮影も大切です。

#### ■ 今回の災害で損害を受けたのですが、税務上の優遇措置はありますか？

災害により住宅などに損失が生じた場合には、損失に応じて所得から控除する「雑損控除」や「災害減免法」の利用が考えられます。雑損控除の利用には確定申告が必要です。その他所得税に限らず、申告期限の延長や納税猶予がされる場合もありますので、各税金の窓口にご相談して下さい。

#### ☎ 静岡県弁護士は今回の風害の無料相談窓口をもうけていますか？

はい、もうけていますので、以下の番号にお電話でお申込下さい。相談担当者が折り返しお電話し、丁寧にお話をうかがいます。

☎ 054 - 252 - 0008

